



- 気付きニュースの感想やご自身のご経験・お考えを、たくさんの方から頂戴しています。ありがとうございます！たとえば、
- 「現場での後任育成は、人事部の定期異動と連携が取らないといけない。候補者の方が先に異動してしまうなど、こんなバカなことを、してはいけません。」
- 「出来事に対して、組織ごとや、職位ごとで語ることが出来る人は多い。でも、自分ごととしてとらえ、夢や、希望を込めて語れる社員は少ない。(実践までいくと、もっと少ない)。」
- 「“課題解決力”が高い若手社員は多くなった。でも、“想像力”や、“課題設定力”がまだ弱い。所与の条件は何か？ 上司が喜ぶ答えは何か？を気にしすぎ。自由に考えて！という、困り果ててしまうのは、ゆゆしきことだと思う。私が欲しいのは、自由な発想なのに・・・。」

など伺えました。本当にありがとうございます。これからも継続していきます！

政府および民間シンクタンクの経済見通し

労政時報3815号に、政府および民間シンクタンクの経済見通しが整理されていました。政府・シンクタンク共に似たような数値の予測になっています。

項目	政府	民間シンクタンク
①実質 経済成長率	2.2%増(名目2.0%増)	2.0%増(名目1.6%増)
	復興施策の推進により、国内需要が成長を主導。世界金融資本市場が安定化すれば主要国経済は持ち直しに転じるとみられ、我が国の景気は緩やかな回復が見込まれる	復興需要が顕在化し景気回復を支えるとみられる一方、海外経済の減速が輸出の下押し要因となり、金融市場不安もリスクファクターとして残る
②個人消費	1.1%増	0.7%増
	雇用・所得環境の改善や政策効果等により、緩やかな増加が続く	震災後の落ち込みからの急回復がペースダウンし、伸びは鈍化
③設備投資	5.1%増	3.7%増
	企業収益の改善に加え、立地補助金の拡充等の政策効果が見込まれることから増加に転じる	企業に慎重姿勢も見られるものの、収益改善とともに増加基調続く見通し
④物価	国内企業0.7%増/消費者0.1%増	国内企業0.7%増/消費者0.3%増
	消費者物価は、GDPギャップの縮小等を受けて横ばい程度。国内企業物価はわずかに上昇	消費者物価は緩やかな下落が基調として続く見通し
⑤労働・雇用	完全失業率4.3%	完全失業率4.3%
	緩やかな景気回復の下で、雇用創出の政策効果が継続し、雇用者数は緩やかな増加を続ける	震災以降、雇用環境はなお厳しい状況にあるものの、緩やかに改善へ向かうとみられる
⑥賃上げ率	—	1.81%
		企業収益や雇用面で震災の影響が残り、デフレもなお続く中、賃上げの伸びは見込み難い

企業単位・個人単位に分割していくと、均等に数字の増加が起きるのではなく、片寄りがみられると思います。例えば、積極的な投資を行う企業と、そうでない企業に二極化したり、失業率の高い地域と、低い地域など、片寄り具合も見していきたいものです。



ところで、「個人消費1.1%増」ということは、あまりピンときませんよね。少々乱暴ですが、たとえば、毎月3万円のお小遣いの巷のお父さんの場合、160円のスタンドコーヒーを飲む回数 が毎月2回増えるといった具合に、身の丈を例にとってみたほうが、伝わりやすくなりそうです。

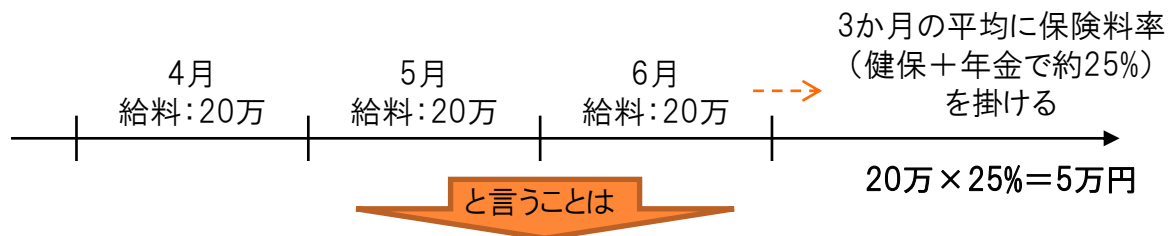
新年度が近づき、昇給に頭を抱える時期です。実は昇給にはコツがあります。



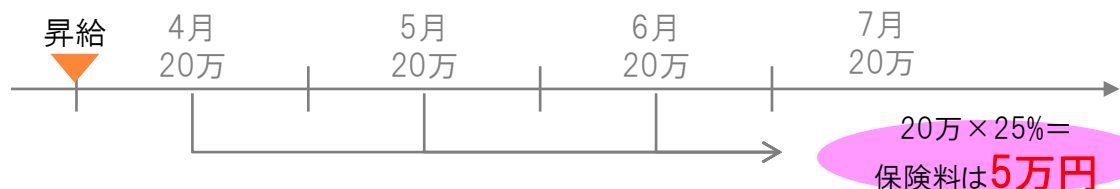
昇給は4月からより、7月からの方がお得！

社会保険料の計算の「基本ルール」

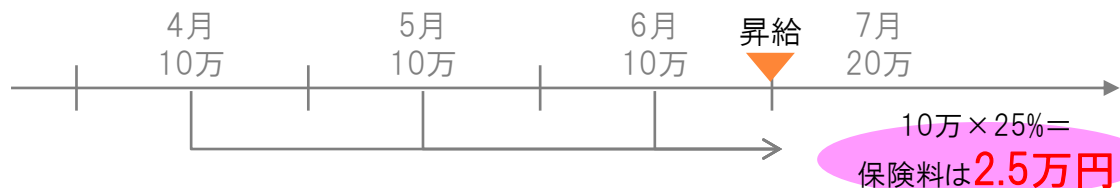
1. 毎年の社会保険料は、4月～6月の給料の額を元に7月に決まります。
2. また、7月以降に昇給すると、ただちに、社会保険料も上がりません。
3ヶ月の確認期間ののち、社会保険料が高くなります。



◆4月に昇給 (月給10万→20万に昇給)



◆7月に昇給 (月給10万→20万に昇給)



- しばらくすると、「基本ルール2」が発動され保険料も上がります。しかし、「基本ルール2」は、3ヶ月の確認期間があるので、**3か月分は保険料が節約**できます。
- **1万円の昇給でも、**
1万円(昇給額)×25%(保険料)×3ヶ月(確認期間)=**7,500円の節約**になります。
- 実支給額での計算ですので、昇給だけでなく、残業代も同じ影響を与えます。
→**4月～6月に残業をさせないだけでも、1年間の社会保険料は節約**できます。
- 人数が増えれば増えるほど、影響は大きくなります。
(当然ですが、10人になるとインパクトは10倍、100人になると100倍です。)

♪ 保険料計算の方法や、保険料率は、説明用に簡素にしています。

♪ 他にも、「少額な昇給は、実は負担が増えるケースがある」といったコツや、昇給月を変えるための注意事項はあります。ご興味あれば、一度相談ください。

